

学校いじめ防止基本方針

静岡県立静岡聴覚特別支援学校
(静岡県立静岡聾学校)

1 基本的事項

(1) いじめの定義

児童等に対して、それらと一定の人的関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった者が心理的苦痛を感じているものをいう。

ア 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童等の立場に立つことが必要である。

イ 「心身の苦痛を感じているもの」という要件を、限定期に解釈しない。

・いじめられていても、本人がそれを否定する場合がある。

・被害児童等の主観確認と共に、行為の起こったときの客観的確認（周辺状況等）が必要である。

ウ いじめの認知は、特定の教職員だけではなく、「学校におけるいじめ防止等のための組織」を活用して行う。

エ 具体的な「いじめの態様」は、以下のものがある。

- ◇冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ◇仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ◇軽くぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ◇金品をたかられる。
- ◇金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ◇嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ◇パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

オ 「いじめ」の中には、警察と連携・対応を取ることが必要なものもある。

* 「犯罪行為」として取り扱われるべきと認められるもの。

* 児童等の生命、身体及び財産に「重大な被害」が生じるもの。

(2) いじめの理解

「いじめ」は、どの児童等にも、どの学校でも起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、被害者にも加害者にもなりうるものである。

また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり、複数の者から集中して行われたりすると、心理的に追いつめられたり、「暴力を伴ういじめ」へと発展したりすることがある。生命や身体に重大な危険を生じることを十分理解しておく必要がある。

本校の児童等は聴覚障害があるため、通じ合わない場合に繰り返し言うことを求められたり、きつい言葉で言い返されたりというコミュニケーション障害からくる誤解が生じることがある。

また確実に話の内容を受け取ることができず、言わされたことを勘違いして「いじめられた」と感じることもあるので、そのときの状況や経緯を丁寧に確認していくことが必要である。

(3) いじめの基本的な考え方

ア いじめの防止

「いじめは、どの児童等にも、どの学校でも起こりうる」ことを踏まえ、根本的ないじめの問題克服のためには以下のことが重要かつ必要である。

- 全ての児童等を対象としたいじめの未然防止。
- 「心の通う対人関係」を構築できる社会性を育む。
- 「いじめを生まない土壌」をつくる。
- 関係者が一体となった継続的な取り組みをし、学校においては、教育活動全体を通じて、以下のことについて行っていく。

全ての児童等を対象としたいじめの未然防止	<ul style="list-style-type: none">○全ての児童等に「いじめは決して許されない」ことの理解を促す。○いじめの背景にある「ストレス」等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む。○全ての児童等が「安心」でき、「自己有用感」や「充実感」を感じられる学校生活づくりをする。
心の通う人間関係	<ul style="list-style-type: none">○児童等の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度等を育てる。
いじめを生まない土壌	<ul style="list-style-type: none">○いじめの問題への取り組みの重要性について関係外部機関に認識を広め、地域、家庭と一体となって取り組みを推進する。

イ いじめの早期発見

いじめの「早期発見」は、いじめへの「迅速な対処」の前提であり、全ての大人が連携し児童等のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。早期発見のために、以下の4点に留意する。

- (ア) いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で起きたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人の認知が難しい形で生まれることを認識し、ささいな兆候も、いじめかも知れないとの予測をもち、早い段階から適切な関わりをもつ。
- (イ) いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する。
- (ウ) 定期的なアンケート調査や個別面談の実施等により、児童等がいじめを訴えやすい体制を整える。
 - ・児童等用アンケート
 - ・児童等との個別面談
 - ・教職員が気になる事案を発見した場合の組織的な情報収集
- (エ) 地域、家庭と連携して児童等を見守る。

ウ いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、被害児童等やいじめを通報した児童等の安全を確保し、加害児童等に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行う。

また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関と連携して対処する。

エ 家庭や地域との連携

社会全体で児童等を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域・家庭と連携する。具体的には、PTA役員会等でいじめ問題について協議する機会を設け、学校運営協議会の中で、地域、家庭と連携した対策を推進する。

また、より多くの大人が、子どもの悩みや相談を受け止めるため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

オ 関係機関との連携

学校や教育委員会において、いじめる児童等に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を上げることが困難な場合等には、関係機関（警察、児童相談所、医療機関等）との適切な連携を図る。

関係機関等との適切な連携を図るため、日頃から、学校や教育委員会と関係機関の担当者との連絡会議へ参加するなどして、情報共有体制を構築しておく。

* 教育相談の実施に当たり、必要に応じて医療機関等の専門機関との連携を図る。

2 いじめ防止等の対策のための組織

「いじめ防止対策推進法」の第22条に基づき「いじめ防止等の対策のための組織」を以下のとおり設置する。また、学校による指導の効果が低い場合は、家庭・地域及び関係機関と連携して対応する。

委員会名	構成員
いじめ防止対策委員会	◎生徒指導課長、○副校長又は教頭、校長、事務長、当該部主事、教務主任、学校医（内科）
	<p>「家庭・地域との連携が必要な場合」</p> <p>①PTA役員会…PTA会長、副会長、理事</p> <p>②学校運営協議会…保護者、地域住民、学校の運営に資する活動を行う者、学識経験者</p> <p>「関係機関との連携が必要な場合」</p> <p>警察、児童相談所、医療機関、スクールカウンセラー、臨床心理士等と連携する。</p>

「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号）

地方公共団体	いじめ問題対策連絡協議会	地方公共団体は、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。【第14条①】
	教育委員会の付属機関	教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするための必要があるときは、教育委員会に付属機関として必要な組織を置くことができる。【第14条③】
学校	いじめ防止等の対策のための組織	学校は、当該学校のいじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有するその他の学校関係者によりいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。【第22条】
重大事態発生時	学校又は学校の設置者の置く調査組織	学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という）に対処し、及び当該重大事態と同種の事の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下の組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。【第28条①】
	付属機関 公立：地方公共団体の長 私立：都道府県知事	報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、付属機関を設けて行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。【第30条②、第31条②】

3 いじめの防止のための対策

「いじめは、どの児童等にも起こりうる」という事実を踏まえ、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。学校全体で以下のとおり取り組む。

○児童等が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。	生徒指導 <ul style="list-style-type: none"> ・機を逃さず良い行動を称賛したり、他者を認め合ったりすることで、思いやりの心を育てる。 ・不適切な言動に対する一貫性のある指導をする。
○集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれること	

<p>なく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。</p> <p>○教職員の言動が、児童等を傷つけたり、他の児童等によるいじめを助長したりすることのないように、指導の在り方に細心の注意を払う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・道徳教育を通して、思いやりの心を育む ・児童会・生徒会活動の充実 <p>保護者との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラーの活用 <p>職員研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権に関わる職員研修の実施 ・守ろう子どもの人権掲示板の実施 ・自己チェックシートの実施
---	--

4 いじめの早期発見に向けた取り組み

<p>○日頃から児童等の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童等が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。</p> <p>○学校は定期的なアンケート調査や個別面談の実施等により、児童等がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・児童等を対象とした定期的なアンケートや個別面談の実施 ・児童等が発するサインへの気付きと対応 ・児童等やその保護者からの相談や訴えに対する丁寧かつ組織的な対応の充実
--	---

5 いじめに対する措置

(1) 基本的な考え方

いじめの発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込みず、速やかに組織的に対応し被害児童等を守り通すとともに、加害児童等に対しては、その人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

(2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。児童等から「いじめではないか。」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わりをもつことが必要である。最初にいじめを受けたり、いじめを発見・通報してきた児童等の安全を確保する。

次に発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込みず、学校における「いじめの防止等の対策のための組織（いじめ防止対策委員会）」で直ちに情報を共有する。その後、当該組織が中心となり、速やかに関係児童等から事情を聴き取る等して、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長が教育委員会へ報告するとともに被害児童等の保護者に連絡する。

学校や教育委員会が、加害児童等に対して必要な教育上の指導を行っているにも関わらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、被害児童等を徹底して守り通すという観点から、学校はたまらうことなく所轄警察署と相談して対処する。

なお、児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄

警察署に通報し、適切に援助を求める。

(3) 被害児童等又はその保護者への支援

①事実関係の聴取	○被害児童等から、事実関係の聴取を行う。その際、被害児童等にも責任があるという考え方はあるが、必ず「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝え、自尊感情を高めるよう留意する。被害児童等の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行う。
②保護者への連絡	○電話連絡等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。 被害児童等に対し、「秘密を守ること」を伝え、できる限り不安を除去する。 ○事態の状況に応じて、教職員複数人体制で当該児童等の見守りを行い、被害児童等の安全を確保する。
③支援体制	○被害児童等にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、被害児童等に寄り添い支える体制をつくる。 ○被害児童等が安心して学習その他の活動に取り組めるように、環境の確保を図る。 <ul style="list-style-type: none">・必要に応じて加害児童等を別室で指導する。・状況に応じて、出席停止制度を活用する。
④関係機関との連携	○心理や福祉等の専門家、教員経験者・警察官経験者等、外部の専門家の協力を得る。 ○いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ、必要な支援を行うことが大切である。 ○事実確認のための聞き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供する。

(4) 加害児童等への指導又はその保護者への助言

①事実関係の聴取	○加害児童等からも事実関係の聴取を行う。 ○いじめが確認された場合、学校は複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者等、外部の専門家の協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。
②保護者への連絡	○事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡する。 ○事実に対する保護者の理解や納得を得た上で、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう、保護者へ協力を求めるとともに継続的な助言を行う。
③加害児童等への指導	○加害児童等への指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。 ○加害児童等が抱える問題等、いじめの背景にも目を向け、当該児童等の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。また、児童等の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行う。

○いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、指導をするほか、さら出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。

○教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、児童等に対して懲戒を加えることも考えられる。ただし、いじめには様々な要因があることを鑑み、懲戒を加える際には、主觀的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意し、加害児童等が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるように成長を促す目的で行う。

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

いじめを見ていた児童等に対しても、自分の問題として捉えさせる。

- ア いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう伝える。
- イ はやしたてる等、同調していた児童等に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- ウ 学級全体で話し合う等して、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶すべきという態度を徹底する。

いじめの解決とは、加害児童等が被害児童等に対する謝罪のみで終わるものではなく、被害児童等と加害児童等を始めとする他の児童等との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断する。

※全ての児童等が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できる集団づくりを進めていく。

(6) ネット上のいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込み等について、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置を撮る。（違法な情報発信停止を求めたり、情報を削除したりするようプロバイダに依頼する。）

こうした措置をとるにあたり、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を要請する。なお、児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

6 重大事態への対応

いじめ防止対策推進法及び令和5年度2月7日付け4文科初第2121号文部科学省初等中等教育局長通知により対応する。

(1) 重大事態の調査

- ア 重大事態とは

- ・いじめにより、「児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」があると認めるとき。（児童等が自殺を企図した場合等）
- ・被害児童等が「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」があると認めるとき。（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合は迅速に調査に

あたる)

- ・被害児童等から重大事態に至ったという申立てがあったとき。

(重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる)

イ 調査主体 学校の設置者（教育委員会）又は学校

ウ 調査を行うための組織

- ・この組織は、職能団体や大学、学会からの推薦等により専門的知識及び経験を有する第三者の参加を図り、調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
- ・学校の設置者が調査主体となる場合：公立学校の場合、第14条第3項の付属機関を調査組織とすることが望ましい。この付属機関は平時からの設置が望ましい。
- ・学校が調査主体となる場合：学校に置かれた「いじめの防止等の対策のための組織」を母体とし、事態の性質に応じて適切な専門家を加える等の方法も考えられる。

エ 事実関係を明確にするための調査の実施

- ・学校の設置者・学校は、たとえ不都合なことがあったとしても事実にしっかりと向き合おうとする姿勢が重要。

A 被害児童等からの聴き取りが可能な場合	被害児童等や情報を提供してくれた児童等を守ることを最優先とした調査実施
B 被害児童等からの聴き取りが不可能な場合	当該児童等の保護者の要望・意見を十分に聴取

※自殺事案の調査は、「児童等の自殺が起きたときの調査の指針」を参考にする。

(2) 調査結果の提供及び報告

ア 被害児童等及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

- ・学校の設置者又は学校は、いじめを受けた児童等及びその保護者に対して、事実関係等他の必要な情報を適切に提供する責任を有する。
- ・質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、被害児童等及びその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる児童等及びその保護者に説明する。

イ 調査結果の報告

(ア) 児童等・保護者への報告

- ・希望に応じて、被害児童等又はその保護者の所見を調査結果の報告に添える。

(イ) 再調査と、その結果を踏まえた措置等

- ・再調査は、職能団体や大学、学会からの推薦等により専門的知識及び経験を有する第三者の参加を図り、調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
- ・再調査の主体は、被害児童等及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任がある。
- ・再調査の結果を踏まえた必要な措置を講ずる。